

03
1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4
mm

始



2
2

昭和十一年十一月

行啓 記念 北海道廳立圖書館要覽

(開館十週年)

R
016.2
H82



行啓
記念
北海道廳立圖書館要覽

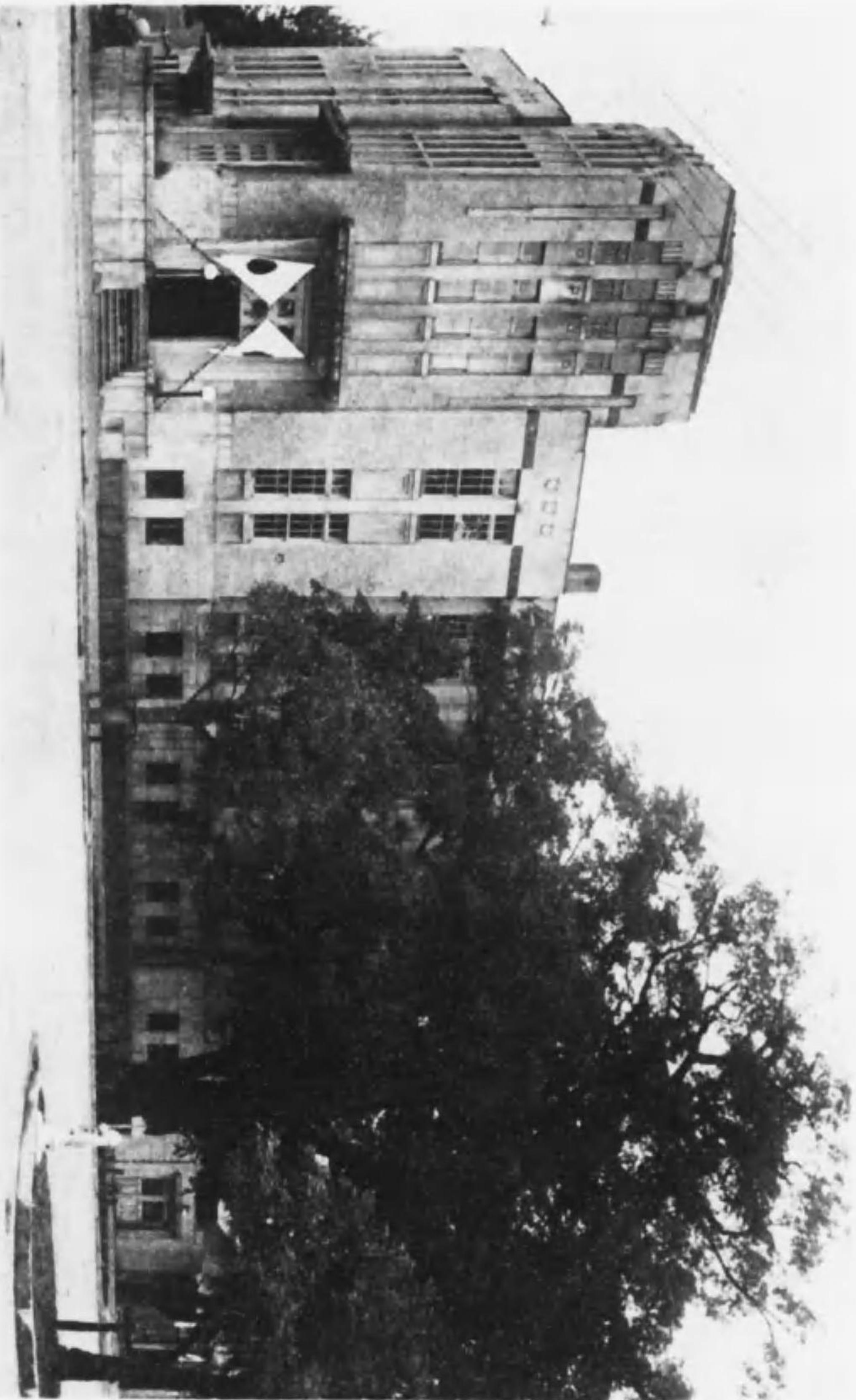


開館當時の日誌から

一月十五日 土曜日で一般に閲覧者が多かつたが殊に目立つて商店員職工體の人が多く二五人連立て續々來館したので、如何にも敷入の當日であつたと思ひ付いて涙ぐましい程嬉しく感じた。本館は決して學者や學生の獨壇場ではない、洋服を着けなければならぬ、袴を着けなければ登館出来ぬと云ふのではないので印袢纏姿で堂々と入館して頂いてこそ眞に圖書館の目的があるのである。開館草創でまだ内部も充分整はず、氣付かぬ點も多いが斯う云ふ特殊の日には何等かの準備をせねばならぬと痛感した。此日は實に忙がしかつたが終日愉快に暮した。

一月廿三日 快晴、春日和の日曜、午前十時半には早くも階上階下定員二百人は満員となつた。警官四五人が制服姿で並んで坐席に着いてゐる傍には中學生がしきりに参考書を調べてゐる、其の年輩や境遇の異なるが如くに讀む圖書の種類がまたちがつてゐる。それ／＼に應じた自學・自修、茲に圖書館の本領がある。それに付けても薦むべき良書の選擇、館の状況が盛になればなるだけ一層強く責任を感じるのである。

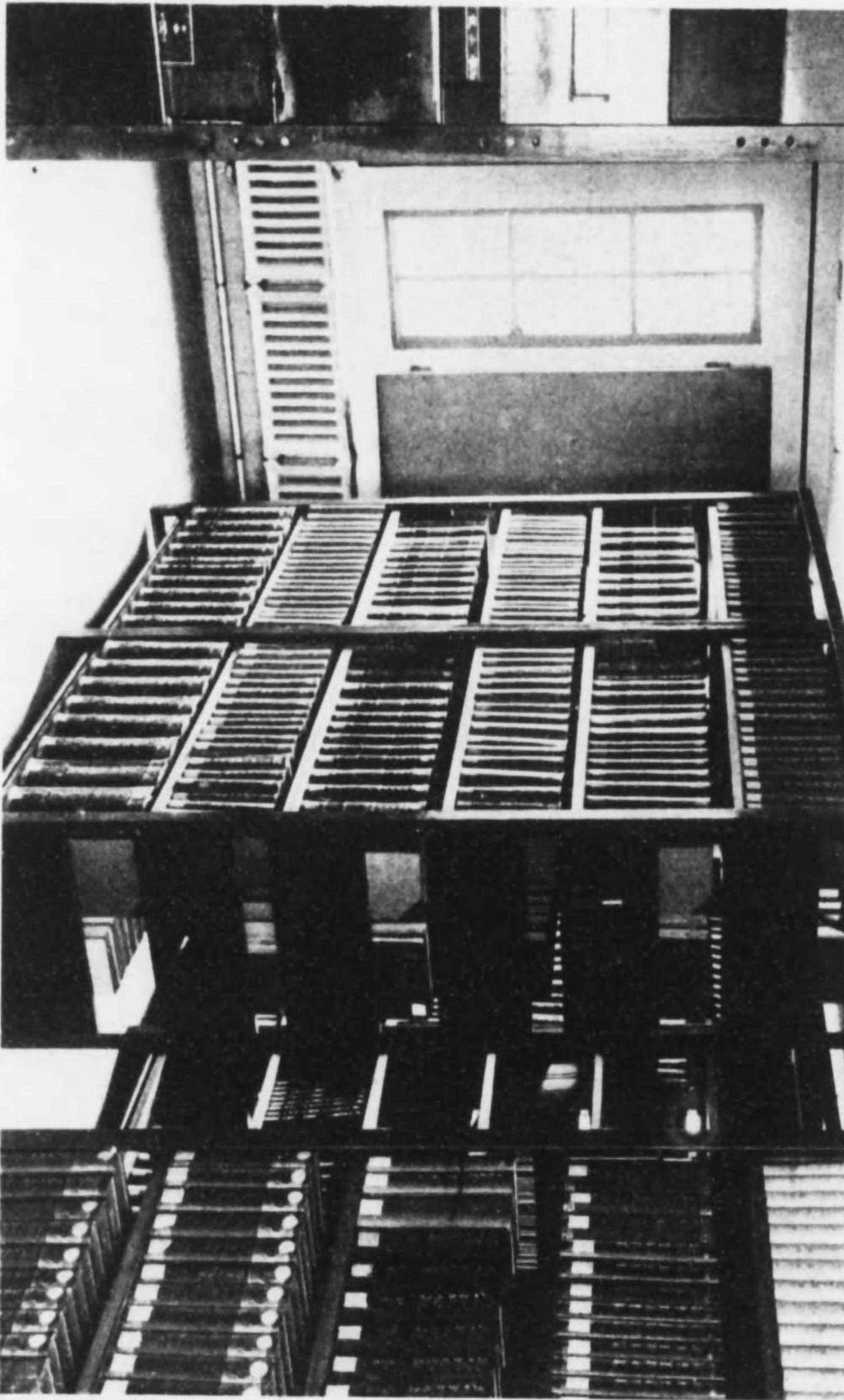
(昭和二年館報第二號)





民主黨派聯合抗敵

部 一 號 庫 書



278
261

目次

第一 沿革	一	立迄	一	一頁
二、創立	史			
第三 藏書	或る夜の圖書館	八		
第二 敷地及建物	出納臺から	九		
一、分類別藏書數	私は圖書館の本	一〇		
二、購入圖書		一		
三、寄贈圖書		四		
		五		

四、巡回文庫

曝書の六日間

一六

五、分類

出納臺から

一九

第四 閲覽

覽

七

一、閲覽人員職業別年度別統計

二、閲覽圖書年度別分類統計

一四

第五 經費

費

七

第六 職員

員

三

第七 館則

則

三

古新聞の保存

三

云

三

元

三

元

三

第一 沿革

一、創立迄

本道開拓ノ進展ニ連レ各種學校ノ設置漸ク普ク就學上不便ヲ感ズルコトナキニ至リシモヒトリ社會教育上重要ノ機關タル圖書館ノ施設振ハザリシハ道民ノ均シク遺憾トナセルトコロニシテ大正九年通常道會ニ於テ遂ニ左ノ如キ建議案ノ決議ヲ見ルニ至レリ

一、地方費ヲ以テ道經營ノ圖書館ヲ設立セラレン事ヲ望ム

理由

本道ハ物質的ニ國富充實ノ一大資源タルノミナラズ其ノ位置自カラ文化ノ發祥地タルベキ約束ヲ有セリ顧フニ古代ノ文明ハ南ヨリ北ニ及ボセシモ中世以降漸次其ノ地位ヲ轉換シテ北ヨリ南ニ進ムニ至レリ北歐新拓ノ本道ガ開道幾年ナラザルニ夙ク既ニ文化ノ閃光ヲ放チ今ヤ農科大學ニ次クニ醫、工兩大學ノ併置ヲ見ントシ各種專門學校、中等教育機關等亦蔚然トシテ起リ文華ノ燦然タルヲ見ルモノ蓋シ偶然ニアラザルナリ然ルニ一二小規模ノモノ以外未ダ一般公衆ニ開放スル圖書館ノ設ナキハ文化開發上本道特殊ノ使命ニ對シテモ遺憾甚ダシトス殊ニ本道ノ史實ニ關スル文獻ノ徵スペキモノ、如キモ年ヲ經ルニ從ヒ漸ク散逸スルノ憂アルヲ以テ速ニ設備ノ完全セル廳立圖書館ヲ設置シ公衆ノ便益ヲ圖ルト共ニ一方文書ノ保管ヲ講セラレン事ヲ望ム

一

爾來當局ニ於テモ之ガ計畫ヲ進メラレツ、アリシガ偶々大正十一年 摄政宮殿下本道行啓ノコトア
リ親シク各地ヲ巡視シ給ヒ殊ニ意ヲ教育ニ注ガセラレ之ガ振興ノ爲多額ノ御下賜金ヲモ見ルニ至リ
シカバ茲ニ其ノ記念事業ノ一トシテ廳立圖書館開設ノ議熟シ同年十二月通常道會ニ於テ之ガ設置ノ
提案ニ對シ滿場一致可決スルトコロトナレリ
提案左ノ如シ

行啓記念圖書館費

金 拾 萬 圓

建 設 費

金 五 萬 圓

大正十二年度支出額
大正十三年度支出額

次テ大正十二年五月道廳當局ニ於テハ全道圖書館協議會ヲ開催シ廳立圖書館施設ニ關スル意見ヲモ
徵シタルニ大要左ノ如キ答申ヲ見タリ
一、館長ニハ學識經驗人格等ニ於テ完全ナル人物ヲ任用スルコト
二、廳立圖書館ヲ本道圖書館振興ノ中心タラシムルコト
三、博物館美術館自由講座動物園植物園等ヲ附設スルコト
四、娛樂的設備簡易食堂等ヲ附設スルコト

五、受驗準備室、新刊圖書室、特別事項ノ研究室等ヲ特ニ設備スルコト
六、圖書館ノ設備ヲ完全ニシ圖書館ヲ一般ノ親シミ易キ場所タラシムルコト

仍テ以上ノ諸件等ヲ參酌シ設計ヲ立ツルニ至リシガ先以テ敷地ノ選定ヲ要スルヲ以テ札幌市内數ヶ
處ノ候補地ニ就キ調査ノ結果札幌市南七條西四丁目中島公園内ニ於テ地方費有ノ地ヲ相シ大正十三
年二月五日文部大臣ニ對シ之ガ設置ノ件ヲ申請シ同年三月二十九日認可ノ指令ニ接スルニ至リシガ
後北一條西五丁目一番地甲ノ内日本赤十字社所有地（貳百六拾七坪九合六勺）ハ地積稍狹少ナルモ
交通至便ニシテ且熱闊ナラズ四圍ノ環境最モ圖書館敷地トシテ恰適ナリト認メラレ之ニ變更ノ上大
正十四年七月十八日工事ニ着手翌大正十五年八月二十七日竣工ヲ見ルニ至レリ仍建築工事費ハ如上
ノ敷地選定ニ時日ヲ要シタルト財政上ノ都合等ニ依リ左ノ如ク變更決議セラレタリ

大正十二年度支出額 金五萬圓

大正十三年度支出額 金壹萬六千六百七拾圓

大正十四年度支出額 金貳萬圓

大正十五年度支出額 金壹萬參千參百參拾圓

之ヨリ先大正十五年一月二十三日北海道廳書記官（後官制改正ノ結果學務部長ニ補任）池田繁治ヲ
館長事務取扱ニ任命セラレ諸般ノ準備ヲ進メ工事竣工ニ近クニ從ヒ同年八月十九日司書其他ノ専任
職員ヲ任命セラレシガ同年十月十三日廳令第百十三號ヲ以テ館則ヲ發布、次イテ十一月二十五日開

館式舉行、同十二月一日ヨリ閲覽ヲ開始セリ

二、館史

昭和元年度

- 陛下御践祚當日館報ヲ創刊シ全道樞要官公署、圖書館、學校、道會議員等ニ頒布ス爾來繼續發刊現在第四十三號ニ及ベリ（十二月二十五日）

昭和三年度

- 館長事務取扱池田繁治高知縣書記官ニ轉任（四年一月六日）
- 北海道廳學務部長稻垣潤太郎館長事務取扱ヲ命ゼラル（四年一月廿一日）

昭和四年度

- 北海道廳令第四十六號ヲ以テ圖書館外貸出實施ノ爲館則中一部改正（五月十六日）
- 圖書館外貸出開始（六月一日）
- 館長事務取扱稻垣潤太郎秋田縣書記官ニ轉任（八月十日）
- 北海道廳學務部長岩本俊郷館長事務取扱ヲ命ゼラル（九月二日）
- 本館主催ノ下ニ樓上ニ於テ全道圖書館協議會ヲ開催ス（十月四日）
- 北海道廳令第九十一號ヲ以テ休館日ヲ減少スル爲館則中一部改正（十一月九日）

昭和五年度

- 北海道廳訓令第十九號ヲ以テ本道圖書館施設要項並準則發布セラル（四月三日）
- 北海道廳令第四十九號ヲ以テ館外携出券ノ種類ヲ增加スル爲館則中ノ一部改正（六月一日）
- 北海道廳主催ノ下ニ全道圖書館協議會ヲ函館市立圖書館ニ開催ス（十一月四日）
- 本年圖書館週間行事トシテ良書一覽ヲ印刷頒布セシガ別ニ帝國圖書館長松本喜一氏ヲ招聘シ本館樓上ニ講演會ヲ開催ス（十一月六日）

昭和六年度

- 本年圖書館週間行事トシテ良書並滿蒙事情研究資料圖書一覽頒布ノ外札幌市教育會附屬圖書館ト共同主催ノ下ニ市公會堂ニ於テ講演及映畫會ヲ開催ス講師北大教授今裕氏外四氏聽衆約壹千五百名（十一月二日）
- 館長事務取扱岩本俊郷退任（十二月）
- 札幌第一中學校ニ於ケル札幌市内男女中等學校生徒校外取締協議會ニ館職員參加協議ス（七年一月十八日）
- 北海道廳學務課長西村五郎館長事務取扱ヲ命ゼラル（七年一月十五日）
- 本年圖書館記念日ニ館報特輯號發行（四月二日）

○ 本年圖書館週間行事トシテ良書一覽印刷頒布竝札幌市内中等學校及小學校擔當職員ノ會合ヲ催シ學校ト圖書館トノ連絡提携ヲ協議ス（十一月一日—七日）

昭和八年度

○ 本年圖書館記念日ニハ「ブツクメモ」ヲ作製シ普ク登館者其他ニ頒布ス（四月二一日）

○ 本年圖書館週間行事トシテ館報特輯號發行良書一覽印刷頒布竝本道市町村沿革史及要覽類ノ蒐集ヲ行ヒ閱覽利用者ノ便ニ供ス（十一月一日—七日）

○ 北海道廳戌學第二三〇號達ヲ以テ圖書館令第十條ニ依リ中央圖書館ニ指定セラル（九年三月三日）

○ 北海道廳公報ニ西村館長名ヲ以テ本館ガ中央圖書館ニ指定セラレタル趣旨等ヲ掲載ス（九年三月四日）

昭和九年度

○ 本年圖書館記念日ニハ葉ヲ作製シ登館者其他ニ頒布ス（四月二一日）

○ 本年圖書館週間行事トシテ良書一覽竝北海道緣故者ノ著作物書名錄ヲ印刷シ普ク頒布尙館報ノ特輯號ヲ發行ス（十一月一日—七日）

○ 館長事務取扱西村五郎他轉ノ爲之ヲ發セラレ後任學務課長鈴木直巳事務取扱ヲ命ゼラル（十年二月十二日）

昭和十一年度

○ 本年ノ圖書館記念日ニハ館報ノ特輯號ヲ發行頒布ス（四月二一日）

○ 本年ノ圖書館週間行事トシテ良書一覽、天文竝氣象關係圖書目錄、「巡回文庫經營ノ葉」ヲ印刷頒布シ尙館報特輯號ヲ發行ス（十一月一日—七日）

昭和十一年度

○ 本館事業獎勵ノ爲文部大臣ヨリ金五百圓交付セラル（四月）

○ 本年ノ圖書館記念日ニハ本年秋季本道ニ於テ陸軍特別大演習ノ行ハセラレントスルニ因ミ参考ノ爲陸軍關係圖書目錄ヲ印刷シ普ク頒布ス（四月二一日）

○ 館長事務取扱鈴木直巳熊本縣事務官ニ轉任ス（五月三十日）

○ 北海道廳學務課長山本章一館長事務取扱ヲ命ゼラル（六月十九日）

○ 文部省交付金ヲ基トシ地方巡回文庫貸付用圖書準備ヲ進ム（七月）

或る夜の圖書館

十二月の或る夜、思の外に用事が早く片付いたので、ブラリと外へ出た。寒月空に冴えて、北風はなかなかに烈しく、散歩にはいさゝか身にこたへる。歩くともなく不圖北一條通を廳立圖書館の前へ出た。仰げば二階三階には、電燈が煌々とかゞやいて、この月夜に白煉瓦の全体の建物をクツキリと浮き上がらすやうに見え、スチームの煙突からは黒烟が濛々とたなびいて、内部は如何にも温かさうだ。此圖書館が出来てから一度這入つて見やう／＼と思ひながら、ついのび／＼になつてゐたが、今夜は實に好い機會だ。「満員かな」と、ちよつとためらつたが、入館する人があつたので自分も續いて入つた。幸に坐席はあつた。さて何を讀まう？、さうだ！、自分は今度陪審員の抽籤に當つたことは昨日の新聞で承知してゐる。其の参考書を讀んで置かう。目録を檢すると、ある！ある！、溝淵孝雄著「陪審法釋義」、花井卓藏著「陪審法審議編」、林頼三郎著「日本陪審法義解」等々。其の内の二冊を借り受けて定刻の九時まで一時間半一ト通の心得だけは讀んだ。家に歸つて寝たのは丁度十時。冬の夜の圖書館。自分も其の禮讀者の一人になれさうである。（北郊生）

（昭和三年館報第十六號）

出納臺から

出納手として、まことに困ることの一つは、閲覧者を呼出して呉れと云ふ電話のかゝることである。毎日の如くに通館する御常連は別としても、日々數百の入館者の誰が何人であるかを辨別することは固より不可能である。勢ひ其の名を呼立てるの外途はないが、これは靜肅に、無言に、を信條とする閲覧室内に於て、最も禁物であることは云ふまでもない。他府縣の大圖書館では「閲覧人の呼出は絶対に御断します」と掲示してあるのも見受けれるが、畢竟其の繁を厭ふと云ふのではなく、止むを得ざるに出でたものであらう。當館でも火急に生じた用務で、同情すべきものと認めらるるものに就ては、なるべく他の閲覧者の妨げとならぬ様、本人に傳へることを苦心するが、原則としては圖書館の本質にかんがへてお断りするの外ないので、御用の御方には來館して頂くのである。これは一つは圖書館の内部の實情をよく御承知なく、容易に呼出し得るものゝ如く考へらるゝ様であるが、此點から云つても一般人士に、つとめて來館視察を願つて置きたいと希ふのである。

（昭和三年館報第十二號）

第二 敷地及建物

一〇

一、敷 地 札幌市北一條西五丁目一番地甲ノ内貳百六拾七坪九合六勺 (日本赤十字社所有地)

二、建 物 近世復興式

鐵筋、煉瓦、鐵筋コンクリート造、陸屋根構造外部化粧煉瓦張及人造石塗洗出仕上、

三階建

書庫四階

總 建 坪

一〇八坪四五

總 延 坪

三四八坪九八

總 工 費

九九、四八九圓六八

內 建築費

八六、四六〇圓七九

設備費

一三、〇二八圓八九

木館ハ左ノ如ク區分ス

一階 物置、宿直室、食堂、小使室、下足場、暖房機關室、新聞縦覽所、便所

二階 事務室、閲覧室、目錄室

三階 閲覧室、婦人閲覧室、應接室、休憩室

私は圖書館の本

私は圖書館の本です。もとは本屋の店にゐたのですが、圖書館のオヂサンに選び出されて來たのです。來ると直ぐに落丁調と云つて身体検査を受けました。そしていよいよ健全だときまつてから圖書館の判を捺されて新著棚に納まり、閲覧者の目前に現はれて、其の日から御用を務めたわけです。御承知でも御座いませんが、此頃私共は大抵私共の本名や生みの親の名を書いたボール紙の函に入れられております。つまり私共のころもであります。御用を務めるやうになりますと自然ぬき捨てなければなりませんが、圖書館のオヂサンは決して之を廢物とは致しません、私共が新著棚に納まると同時に、ころもは直ぐに屋外の新著案内棚に入れられて、通行の人々から、ハ、ア私が今度圖書館に來たな、と云ふことが一目でわかるやうになつております。さて、此の新著棚にはおよそ一ヶ月間位も居りましたらうか、そうかうする内にあとからとどんとどん新入者が参りましたので、私はもう新著ではなくなりました。そこで、こんどは事務室に引きとられて、分類と云つてハツキリとした戸籍がつけられたのです、背には番號札が貼られ、圖書館の大きな藏書印などが捺されて、茲で正式に書庫に入りました。一方では、私の戸籍謄本とも云ふべきカードが出来上つて藏書目録に出ましたから、私を見たいと思ふ閲覧者は、カードに依つて係員に請求することになります。書庫に於ける私の隣近所はみな似たもの同志、親類同志ばかりです。それは其の筈です。

私共は分類に依つて同じやうな種類のものは、同じ場所に納められて、書庫内の整理がとげられ、取扱の利便を圖られておるのであるから。斯うして私共は、毎日、朝出では夜、もとの我家に歸ります。其の間は仲間のものとお別れをしなければなりませんが、圖書館の係の人は、そのとき、私の身代りに代用板と云ふものを入れます、代用板には、私の本名や番號をはじめ、私が何月何日に出て行つて、何日に歸つて來ると云ふことがチヤンと書いてあります。ですから私共の出入が頻繁になりますと、圖書館の係の人もなか／＼忙しいのです。

私共の仲間にはいろいろあります。参考書といつて字・書とか、學科の解説書とかもあれば、慰安を目的の隨筆や小説の類もあります。かたちの上から云つても、革装の堂々數千頁、數十圓といふ嚴めしいのも居れば、それこそ紙衣一枚の、數十錢といふ見榮えのしない連中も居ります。しかし、これは當然であります、私共にはそれぞのちがつた持分がありますから——閲覧者を御覽下さればわかりますが、老人も來れば少年も來る、男も來れば女も來る、大學生も來れば中學生も來る、實業家も來れば官公吏も來る、と云ふわけで、私共はそれぞ、私共の持分に應じて仲よく其のお相手をして居るのであります。これが圖書館の特色であります「圖書館は社會の大學校なり」と云ふのは、このことだと思ひます。かやうに私共の仲間が多いだけに、殆んど座温まらずと云ふ程、絶えず飛び廻つておるものもあれば、また御在宅勝と云ふ比較的ノンキな御身分のもの

もないではありません。例へば、數學や、語學の参考書のものは、學生に引張だこのやうに見られます、また一般成人向の本は、どうしても多く讀まれますが、ほんとうの學術的な、専門書は其の機會は少いわけです。そこで、多く讀まれゝば讀まれる程、からだが疲れ、いたみます。しかし、私共はどんなに疲れたんで、しまいにはボロボロになつても少しも悲しません——それだけ御用に立つた譯ですから。軍人で申せば名譽の負傷戰死も同様で、功成り名遂げて終を全うするのは本望であります。實際、圖書館で、私共を利用した爲に、所謂自學自習でそれぞの目的を達した人の話をきくと、死んでも決して残りおしくはありません。ただ故意と私共の身体を切つたり、落書などをされるのが一番つらいのです。どうかお互のためですから、これだけはやめて頂きたいと思ひます。「蜂は蜜を吸へども花を傷めず」と云ふことがあります。私共の壽命をなるべくながら一人でも多くの人に利用出来るやう御愛護を願ひます。では左様なら。

第三藏書

一、分類別藏書數

一般書目鄉土資料	二、五三三冊
宗教哲學	一、五六一冊
教育	一、一二五冊
文學	三、三五〇冊
語言學	二、五二三冊
歷史	一、八五九冊
地理	九九一冊
法律	一、二一〇八冊
制經	一、九〇八冊
濟學	一〇、一三五冊
工學	一、二〇八冊
兵事	一、一〇八冊
美術	一、一〇八冊
藝術	一、一〇八冊
產業	一、一〇八冊
交通	一、一〇八冊
計	一、一〇八冊

二、購入圖書
(昭和十年度分)

三、寄贈圖書 (昭和十一年度分)

分類別冊	數	一般書目、鄉土資料	文 學、 學、 語 學	美工產學
分類別冊	數	九八	宗 教、 哲 學	一九
分類別冊	數	一六	教 歴 史、 地 理 育 學	三〇
分類別冊	數	一一八	濟 理	一七
分類別冊	數	一五九	計	二四
分類別冊	數	三八六	三八六	一〇

一五

一四

四、巡回文庫

一六

分類別		冊數	分類別		冊數
一般書目、郷土資料	文學、語言學		五 文 學、數 學、理 學	六八 宗教、哲 學	
美術、工學、兵藝	產業、交通事務	一三	法制、經濟	一七 歷史、地理	五一 宗教、哲學
		三	計	一三	一五 二
				二四六	四八
				一六	二

曝書の六日間

本館では一昨年十二月開館以來、昨年は圖書もまだ新しいので、別に曝書と云ふことをしなかつたが、本年十月二日から六日間、はじめて之を施行した。が、さて其の期間である。由來秋は天高く氣澄み、最も曝書の好季節と考へられ、既設の他圖書館の例をも參照してきめたのであつたが、九月は連日の如く雨天續き十月は中旬以後となれば閲覧者増加の時期で、なるべく其の際の休館は避けねばならぬので、自然上旬を選んだものゝ、依然として天候は思はしくなく、今年の例を以てしては必ずして好季節とは思考されなかつた。それにときどきの日差はあつても、秋の日光の弱は弱はしく、消毒の目的には果して如何か、本館としては、はじめての体験ではあるが、明年からは時期に關して相當考へなければならぬと思うてゐる。しかし曝書としては以上の如くであつたが、圖書の整理としては、斯う云ふ期間を設くることは必要であることを痛感した。第一に書庫の掃除は毎日行うてはゐるが、どうしても隅々とまではゆかぬので、全部の圖書を搬出して、附著した塵埃を電氣ブラシで拂ひのけ、書架は充分に拭き清めると、まるで見違へる様な氣分になる。それに破損圖書も平素注意はしてゐる譯だが、どうしても開館中は忙しく、つい見逃しになるが、斯うし

て引出して並べて見ると、その損所が目立つので、いたみの大きくならぬ内に應急修理を施さねばならぬことを感する、別に製本師の置いてゐない本館では、かねて習ひ覚えた間宮式の簡易圖書修理法を應用して、館員の手で直ぐさまこれに取りかゝると云ふ次第で、休館中、はさぞかし館員は氣ものびくと安息日であるかの如く、外部からは見らるゝかも知れぬが、其の實總動員の筋肉労働者と化するのである。加ふるに圖書と光線は圖書館の生命であるから、此機會に窓硝子の清拭は除くことは出來ぬ。電燈のシャンデリヤのホヤも、氣付かぬ内に、蠅や蚊の死屍が積つて、光線を防ぐるおそれがある。其の電燈の箇數の少からぬだけ、これが掃除には館員も眞黒になるわけだ。斯くして所定の六日間も寧日なく、一ト通りの行事を済ましてホット息を付く。圖書館員としては殊に忍苦の期間だが、しかしかうして新に陣容を整へ、閲覽者を迎ふる心地はまた格別で、圖書館員としての樂しみではある。

(昭和三年館報第十五號)

五、分類

本館藏書分類ハ十進分類法ヲ採リ左ノ主綱表ニ據レリ

○○○ 總記	一六〇 論理學	三二〇 日本文學（散文）
○一〇 書目	一七〇 心理學	三三〇 支那文學
○二〇 事彙	一八〇 倫理學	三四〇 歐米文學
○三〇 叢書全集	一九〇 東洋哲學	三五〇 論說演說式辭
○四〇 隨筆	二〇〇 教育	三六〇 小說
○五〇 新聞	二一〇 教育學	三七〇 語學
○六〇 雜誌	二二〇 各科教授	三八〇 日本書
○七〇 郷土資料	二三〇 初等及普通教育	三九〇 外國語
○八〇 兒童圖書	二四〇 師範教育	四〇〇 歷史
○九〇 貴重圖書	二五〇 高等教育	四一〇 世界史
一〇〇 宗教	二六〇 専門及特殊教育	四二〇 日本史
一一〇 神道	二七〇 學校衛生體育	四三〇 東洋史
一二〇 佛教	二八〇 女子教育	四四〇 西洋史
一三〇 基督教	二九〇 社會教育	四五〇 傳記
一四〇 諸教其他	三〇〇 文學	四六〇 世界地誌
一五〇 哲學	三一〇 日本文學（韻文）	四七〇 日本地誌

田 納 臺 か ら

圖書を借受けたから、之を押し頂かんばかりに捧げて、静かに椅子に倚り、端然として徐ろに頁をくる一老人がある。見て居てまことに奥床しい。昔の人は洗手嗽口の後淨机に向ひ、再拜書を繙いて恰も書中の聖賢と對座談を交るが如き態度を探つたといふことだが、其の形式は兎も角も、かかる敬虔の念を以て讀書すると云ふことはまことに大切であると感する。我々圖書館員としては、書物を丁寧に取扱つて貰ふ程嬉しいことはない、閲覽室内に於ける各人の姿態に就ては、著しく見苦しくない限り一々干涉はしないが、自由の中にも自ら紀律があつて欲しい。なほカードを繰る以前に、必ず手洗臺で手を洗ふことは、書物の保存の爲にも、公衆衛生の爲にも、是非實行して頂きたいことである。

毎朝早く、開館時間ともまち兼ねる様に閲覧席に着いて、本の頁をめくる傍ら矢立から毛筆を取り出し、墨汁をドツサリつけて釘の様な字で丹念に書き寫す一老人がある——その矢立が——四邊の様子と調和のとれないその矢立が、なか／＼振つて見えるのであるが、しかし、此の老人の眞剣

四八〇	外國地誌
四九〇	紀行
五〇〇	法制
五一〇	政治
五二〇	外交及國際法
五三〇	法律
五四〇	經濟
五五〇	財政
五六〇	統計
五七〇	社會
五八〇	風俗
五九〇	家庭
六〇〇	數學
六一〇	理學
六二〇	物理化學
六三〇	天文學地文學
六四〇	博物學
六五〇	動物學植物學
六六〇	醫學
六七〇	基礎醫學
六八〇	臨床醫學
六九〇	獸醫學藥物學
七〇〇	工學
七一〇	土木工學
七二〇	建築學
七三〇	機械工學
七四〇	電氣工學
七五〇	礦山學
七六〇	航海術造船學
七七〇	兵事
七八〇	陸軍
七九〇	海軍
八〇〇	美術
八一〇	書畫骨董
八二〇	圖案雕刻
八三〇	寫真製版印
八四〇	工藝美術
八五〇	音樂
八六〇	演藝
八七〇	演劇
八八〇	娛樂
八九〇	武術競技
九〇〇	產業
九一〇	商業
九二〇	工業
九三〇	農業
九四〇	園藝
九五〇	牧畜養禽
九六〇	林業
九七〇	畜牧養禽
九八〇	水產漁業
九九〇	交通通信

な態度を眺めては、一種敬虔の念をも催されて、ちつとも可笑しみなどは感じない。

二二

(昭和五年館報第二十八號)

大札幌の發展、電車の延長に伴ふて、終點から市の中まで少くとも十分や十五分を要するやうになつてから、車内で讀書する人の多くなつたのは自然である。朝、通勤時刻には、中央公論、改造、文藝春秋、等等を膝に置いて、頁に目をさらす人々を車内のそちこちに見出す。講談俱樂部や朝日と云つた種類のものはあまり見受けないがこれは必ずしも見榮からばかりではあるまい。本館でも前者に屬する雑誌は矢張り限られたる、ある範囲の知識階級にしか讀まれない傾向であるから——一トしきりは圓本を携へた人を見受けたが、これも近頃は其のあとを絶つたやうだ。何時であつたか、今買ひたての本を車内で包紙から丁寧に取出して、サモなつかしさうに、いたはるやうに繰りひろげてゐる人があつたが、まことに見て心地よく感じたのは、單に圖書館員の職業意識からのみとは云へまい。それにつけても閲覧者よ、圖書館の雑誌や圖書を、我物の如くもう少し丁寧に取扱つて頂きたいと叫び度くなる。

(昭和五年館報第二十五號)

第四 閱 覧

一、閲覽人員職業別年度別統計

職業	業		度										度										
	男	女	元昭	年和	二昭	年和	三昭	年和	四昭	年和	五昭	年和	六昭	年和	七昭	年和	八昭	年和	九昭	年和	十昭	年和	
學 生	男	女	七、四三三	二〇、七三五	二八、八九五	三三、二九〇	三七、七九四	三五、七四二	三五、七八四	三〇、五六六	二八、四三七	二五、三五〇											
教 育 家	男	女	三九	三九	三九	一、〇八五	一、一二三																
官公吏軍人	男	女	九二	九二	九二	二六四																	
記者宗教家	男	女	五三	五三	五三	一、七二三																	
銀行會社員	男	女	元	元	元	二、六〇一																	
農商工業者	男	女	七六	七六	七六	一、〇四七																	
雜業者	男	女	五四八	五四八	五四八	一、一八九																	
無職者	男	女	二〇八	二〇八	二〇八	五、四〇三																	
其 他	男	女	四三三	四三三	四三三	一、五七四																	
小 計	男	女	一八、六六六	一八、六六六	一八、六六六	四五、八四九																	
合 計	男	女	三九、四六六	三九、四六六	三九、四六六	四八、五七																	

二、閲覧圖書年度別分類統計

二四

分類	年度	昭和年									
		元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
一、郷土般教文學	元年	一〇三四	二九六一	一四〇七	二七七九	三〇六〇	四九三	五八六	六三三	七〇五三	四九三
宗教哲學	二年	一一〇四	一〇四二								
資學育	三年	二九六一	四六九三	二九〇三	三〇〇六						
料目	四年	一四〇七	二七七九	三〇六〇	四九三	五八六	六三三	七〇五三	四九三	五八六	六三三
二、歴史地誌	五年	二七七九	三〇六〇	三〇〇六							
法制經濟	六年	三〇六〇	三〇〇六								
數學理學	七年	三〇〇六									
工學兵事	八年	三〇〇六									
美術諸藝	九年	三〇〇六									
雜	十年	三〇〇六									
計	計	三〇〇六									
三、文學語學	元年	一九八六									
四、哲學教育	二年	一九八六									
五、社會科學	三年	一九八六									
六、文化藝術	四年	一九八六									
七、歷史地理	五年	一九八六									
八、文學哲學	六年	一九八六									
九、社會科學	七年	一九八六									
十、文化藝術	八年	一九八六									
十一、文學哲學	九年	一九八六									
十二、社會科學	十年	一九八六									
十三、文化藝術	計	一九八六									

古新聞の保存

昨年函館市の大火で、登記所の原簿が焼失し、其の復舊に、函館市立圖書館の、三十年來蒐集に係る郷土新聞の記事が大いに役立つことは、曾ても記載したが、過般本館にも、三年以前の昭和七年某月の北海タイムスの借覽を申出でた人があつた、其の理由は、某會社關係者で、株券の賣買から背任の疑で裁判事件となり、之を有利に立證するには、其の當時の北海タイムスの相場欄を裁判所に提供する必要があるので、百方各所をさがしたが保存がなく、漸く之を本館に見當てたと云ふのであるが、早速其の部面を寫真に撮り、目的を達し、大いに感謝を受けたことである。古新聞の保存が如何に煩はしきものであるかは、知る人ぞ知るで、其の紙質のもろく、容積の大を占むるだけでも、永久の保存はなか／＼困難なのであるが、しかし、たとひ年に數回の程度にもせよ、此種の要求が起る以上、郷土新聞の保存は、圖書館として缺き難き任務でなければならぬ。

(昭和十年館報第四十三號)

第五經費

二六

年 度	總 額	圖 書 費	人 件	人 件 給 雜	費 給	需 用 費 等
昭和元年度	三、〇四八	一〇、〇〇〇	一、八〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	九、九七七
昭和二年度	三、三三三	七、〇〇〇	四、四〇〇	三、五〇〇	四、四〇〇	八、三一
昭和三年度	三、八四四	七、〇〇〇	四、五〇〇	三、五四〇	四、五〇〇	六、七三三
昭和四年度	三、〇八三	五、〇〇〇	五、四〇〇	三、三四〇	五、四〇〇	六、六七七
昭和五年度	一八、二七四	五、〇〇〇	五、三二〇	三、〇一二	四、八五〇	五、二五〇
昭和六年度	一七、二七九	五、〇〇〇	四、三二〇	三、六七〇	四、三二〇	四、二八〇
昭和七年度	一五、八六九	五、〇〇〇	四、二二〇	三、三〇〇	四、二二〇	三、七〇〇
昭和八年度	一六、四〇六	五、〇〇〇	四、一九〇	三、二〇〇	四、一九〇	三、四〇〇
昭和九年度	一六、八五六	五、〇〇〇	四、九一七	三、一〇〇	四、九一七	三、三〇〇
昭和十年度	一六、四一四	五、〇〇〇	四、七七六	三、九三六	四、七七六	三、九三六

昭和十一年度豫算

科学

目
錄
算
高

储

考

(目) 諸給	八、九〇九	○司書月俸百圓給二人	一、五三六圓	二、四〇〇圓
○出納月俸三十五圓四人	○儲人給	○出納月俸三十五圓四人	一、六八〇圓	二、四〇〇圓
機關手日給一圓四十五錢	製本手日給一圓四十五錢	機關手日給一圓四十五錢	五三〇圓	二、二一六圓
延五百四十六日	延三百六十五日	延五百四十六日	七九二圓	一、六八〇圓
小使日給九十五錢	下足番日給七十錢	小使日給九十五錢	三四七圓	一、五三六圓
延三百六十日	臨時傭人一日一圓二十錢	延三百六十日	五一圓	二、四〇〇圓
○夜勤手當	○講演會	○賞	二七〇圓	二、四〇〇圓
講師謝禮金	○講演會	○賞	一五〇圓	一、五三六圓
			二一七圓	二、四〇〇圓

(目) 誌

八九〇九

月俸百圓

二四〇

二七

(目)館費	七、五九二	○旅用費	四四〇圓
○備品費	一、九八五圓	○消耗品費	二二〇圓
○刷印費	一、二四〇圓	○被服費	一六〇圓
○紙墨文具費	八五圓	○圖書費	一七〇圓
○製本及カード費	一一〇圓	○賄賂費	四、五〇〇圓
○通信運搬費	一四〇圓	○借地費	一四七圓
○國庫納金	一六圓	○雜料費	八〇四圓
(目)修繕費	六〇	○雜費	八二〇圓
(目)國庫納金	七〇	○人手費	

第六 職員

館長	司書	記書	出納手	傭人	計
兼務	一	(内奏任)	一二		
			一		
			四		
			四		
			一二		

出 納 臺 か ら

図書館を題材とした創作は、數多くはないと思ふが、其の乏しき中にも、菊池寛氏作「出世」がある。最近廣津和郎氏は此の短篇小説に就て斯う述べてゐる。

貧乏書生だつた時分に、よく圖書館へ行つた。其の貧乏書生が一人前の小説家になつた。つまり彼は出世した。それで久しづりで圖書館に調べ物があつたので出かけて行くと、出札係が彼の顔を見てこくしてゐる。そして「喜んで下さい、私も十年の間に下足番から出札係に出世しました」といふやうな事を云ふ。それを見て、小説家に出世した昔の書生は、圖書館の下足番から出札係になつた男の出世に同感して、互に出世した喜びを分け合ふ——唯それだけの事だ。解り切つた話だ

餘りに解り切つたこの話を、何の勿體振るところもなく、正直に當り前に書いてゐるところに、不可思議な魅力がある——自分は十年以上前に讀んだ當時は、それ程にも思はなかつたのにこの作者の異常な正直さが、時を経るに従つて、この作の味を深くして行く。

一篇の骨子は如上で盡きてゐるのであるが、廣津氏の感想は別として、恐らく著者自身の體験を卒直に書いたものであらうと思はるゝ此の作の主人公譲吉が、學校時代も卒業後も、實によく圖書館を利用したことが、作中の隨處に現はれてゐる。殊に左の一節の如きは、いろ／＼の意味に於て我々圖書館員の心を強く撲つのである。

○

圖書館の事を考へ出すと、彼はその中で過したいろ／＼な時代の自分の姿が、ひつきりなしに頭の中に浮んで來た。彼が、初めて東京へ出て來てから、六七年間の、暗いみぢめな學生生活の、何の時代の事を考へても、あの圖書館の中で暮した半日なり一日なりの有様が、ハツキリと頭の裡に浮んで來ないことはない。

彼が田舎の中學を出て、初めて東京へ來た時、最初には入つた公共の建物は、やつぱりあの圖書館であつた。本好きの彼に取つては、場所にも人にも、何の馴染のない東京の中では、圖書館が一番勝手が判るやうであつた。

田舎の中學生に有勝な、東京崇拜に原因して居るいろ／＼な幻影が、東京に於ける實際の建物、文物、風景、人物に接して、悉く崩れて行つてしまつた中でも、圖書館に對する満足だけは、何時迄も残つて居た。田舎の設備の不充分な藏書の少ない圖書館丈しか知らなかつた譲吉の眼には、あの圖書館がどんなに宏大に完成されて見えたゞらう。その頃の彼には、東京に於けるいろいろな設備の中では、圖書館の有難さ丈が一番身に染みて感ぜられた。

其の時以來、どんなにあの圖書館の世話になつたことだらう。最初入學した専門學校を退學され、行き所もなくブラン／＼と半年ばかりの月日を、殺さなければならなかつた時には、どんなにあの建物の有難さが判つたゞらう。

高等學校へ入つてからも、幾度通つたかも分らない。まだ、そればかりではない。つい二年前、大學を出てから職業にありつく迄の半年間を、彼はやつぱり圖書館で暮して居たのだ。——

(昭和七年館報第三十六號)

第七 館則

三二

行啓記念北海道廳立圖書館々則

(大正十五年十月
廳令第百十三號)

第一章 總則

- 第一條 本館ハ圖書ヲ蒐集シテ公衆ノ閲覽ニ供スルヲ以テ目的トス
但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ
午前九時開館 午後九時閉館
- 第三條 本館ノ休館日左ノ如シ
- 一、祝日大祭日、札幌神社祭
 - 二、毎月十五日及末日 但シ日曜日ニ當ルトキハ順延ス
 - 三、曝書期、八月乃至十月中約十日間
 - 四、年末年始、自十二月二十七日 至一月五日間
 - 五、臨時休館、其ノ都度之ヲ定ム
- 第四條 本館ニ功勞アル者及館長ニ於テ必要アリト認メタル者ニハ閲覽上特別ノ便宜ヲ與フル

コトアルヘシ

- 第五條 年齢十二年未満ノ者ニハ兒童室ニ於テ一定ノ圖書ヲ縱覽セシムルコトアルヘシ
第六條 帶醉者其ノ他館内ノ風紀靜肅ヲ害スルノ虞アリト認ムルモノハ登館ヲ許サス
第七條 圖書ノ寄贈並圖書ノ委託及返付ニ要スル費用ハ寄贈者若ハ委託者ノ負擔トス
但シ特別ノ場合ニ在リテハ本館ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ支辨スルコトアルヘシ

第二章 圖書閲覽

- 第八條 圖書ヲ閲覽セムトスル者ハ閲覽票ニ指定ノ事項ヲ記入シ圖書ヲ借受ケ退散ノ時之ヲ返納スヘシ

ス

- 第九條 閲覽人ニ貸與スル圖書ノ員數ハ同時ニ三種以内トシ和裝ハ七冊、洋裝ハ三冊ヲ限リト
前項圖書ノ員數ハ和洋併借スル場合ハ和裝三冊ヲ以テ洋裝一冊ニ算ス
第十條 閲覽人ハ所定ノ閲覽室以外ニ於テ閲覽スルコトヲ得ス
閲覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀、談話飲食又ハ喫煙ヲ爲スヘカラス
第十一條 閲覽人ニシテ本館ノ規則、掲示ニ違背シ又ハ館員ノ指示ニ從ハス其ノ他不都合ノ行爲
アリト認ムルトキハ退館ヲ命シ又ハ登館ヲ停止スルコトアルヘシ
第十二條 借覽中ノ圖書若ハ巡回文庫ノ圖書ヲ亡失シ又ハ汚損シタルトキハ本館指定ノ現品若ハ

相當ノ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシム

前項ノ辨償義務ヲ完了セサル間ハ圖書ノ閲覽ヲ許サス

第三章 圖書寄贈

第十三條 圖書ヲ寄贈セムトスル者ハ圖書名、員數、價格及住所氏名ヲ記載シタル書面ヲ差出シ豫メ館長ノ許諾ヲ得現品ヲ送致スヘシ

第十四條 寄贈ヲ受ケタル圖書ニハ寄贈者ノ氏名及寄贈ノ年月日ヲ標記シテ永遠ニ其ノ篤志ヲ傳フルモノトス

第四章 圖書委託

第十五條 公衆ノ閲覽ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ圖書ノ保管ヲ委託セムトスル者ハ圖書名、員數、價格及住所氏名ヲ記載シタル書面ヲ差出シ館長ノ承諾ヲ得タル後現品ヲ送致スヘシ

委託圖書ニ對シテハ本館ヨリ委託證ヲ交付ス

第十六條 委託圖書ハ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲ爲スヘシ
但シ委託者ニ於テ特ニ指定シタルモノハ此限ニ在ラス

第十七條 委託圖書ハ委託者ノ請求又ハ本館ノ都合ニ依リ隨時之ヲ返付ス

第十八條 委託圖書ハ火災盜難其ノ他避クヘカラサル災害ニ因リ損失ヲ來スコトアルモ本館ニ於テ辨償ノ責ニ任セス

第五章 圖書携出

第十九條 第四條ノ取扱ヲ受クル者及借覽圖書ノ價格ニ相當スル擔保ヲ提供スル者ハ圖書ヲ館外ニ携出スルコトヲ得

但シ館長ニ於テ身元確實ナリト認メタル者ニ付テハ擔保ノ提供ヲ免除スルコトアルヘシ

第二十條 圖書ヲ携出借覽セムトスル者ハ第四條ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外左ノ区分ニ依リ閱覽料ヲ納付シ別ニ定ムル圖書携出手續ノ規定ニ依リ圖書携出券ノ交付ヲ受クヘシ

一年間有效券 金二圓

六ヶ月間有效券 金一圓

一旦納付シタル閱覽料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

第二十一條 貴重ノ圖書並辭書、目錄類ヲ携出スルコトヲ許サス

前項以外ノ圖書ト雖都合ニ依リ携出ヲ許ササルコトアルヘシ

第六章 巡回文庫

第二十二條 支廳市役所、圖書館其ノ他館長ニ於テ必要ト認メタル箇所ニ文庫ヲ巡回シテ地方公衆ニ閱覽ノ便ヲ與フ

第二十三條 巡回文庫ノ廻付ヲ受ケムトスルトキハ支廳長、市長、圖書館長等ヨリ館長ニ之ヲ請求スヘシ

巡回文庫ノ廻付ヲ受ケタルトキハ請求者ニ於テ之ヲ管理ノ責ニ任スヘシ

第二十四條 巡回文庫ノ使用期間ハ其交付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三箇月以内トス

第二十五條 巡回文庫ノ廻付ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス

但シ時宜ニ依リ本館ニ於テ支辨スルコトアルヘシ

第七章 附 則

圖書携出手續其ノ他本令施行ニ必要ナル細則ハ館長之ヲ定ム

行啓記念北海道廳立圖書館圖書携出手續

第一條 館則第二十條ニ依リ圖書携出券ヲ得ントスル者ハ第一號様式ニ據リ願書ヲ差出スヘシ
但シ當分ノ内札幌市在住者ニ限ル

未成年者ハ前項ノ外第二號様式ニ據リ保證書ヲ添付スルコトヲ要ス
館長ニ於テ前項ノ保證人ヲ適當ナラスト認メタルトキハ變更セシムルコトアルヘシ

第一條 圖書ヲ携出セムトスル者ハ圖書閱覽票及圖書携出券ニ圖書名其ノ他ノ事項ヲ記入シテ係員ニ差出シ且ツ擔保トシテ本館指定ノ現金ヲ納付スヘシ
但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ擔保ヲ徵セサルコトアルヘシ

一、官公吏及學校職員

二、前號ノ資格ヲ有スル保證人ヲ設ケタル者

三、其ノ他館長ニ於テ擔保ヲ要セスト認メタルモノ

第三條 圖書携出券ヲ有スルモノ圖書ノ携出ヲ要セサルニ至リタルトキハ直ニ圖書及圖書携出券ヲ返納シ擔保ノ還付ヲ請求スヘシ

第四條 圖書携出券ヲ有スルモノ若ハ其保證人轉住其ノ他身分ニ異動ヲ生シタルトキハ速ニ本館ニ届出ツヘシ

第五條 圖書携出券ヲ遺失シタルトキハ其ノ旨ヲ届出テ再下付ヲ請求スヘシ

第六條 前條ノ手續ヲ怠リタル爲本館ニ損害ヲ與ヘタルトキハ該圖書携出券ノ記名人ニ於テ之力賠償ノ責ニ任スヘシ

第七條 携出シ得ヘキ圖書ノ數ハ壹部又ハ貳冊以内トス

第八條 本館ヨリ携出シタル圖書ハ他ニ轉貸スルヲ許サス

第九條 圖書携出ノ期間ハ十日以内トス 尚引續キ借覽セントスル者ハ一旦返納シテ更ニ借覽ノ手續ヲナスヘシ此ノ場合ニ於テ他ニ同圖書ノ借覽ヲ申出ツル者ナキトキハ延借ヲ許スコトアルヘシ

第十條 館則第二十一條ニ掲ケタル圖書ノ外各學科ニ涉ル參考圖書、新ニ備付ケタル後未タ壹箇月ニ充タサル圖書及未裝釘ノ定期刊行物ハ携出ヲ許サス

第十一條 本館ニ於テ必要アルトキハ借覽期日中ト雖隨時返納セシムルコトアルヘシ

第十二條 返納期日ヲ經過シタル者ニ對シ督促ノ爲特ニ要セシ費用ハ借覽者ノ負擔トス

第十三條 借覽期間滿了後二十日ヲ經過シ携出圖書ノ返納ヲ爲サル者アルトキハ擔保ノ全部ヲ本館ノ所得トス

第十四條 借覽中不都合ノ行爲アリタルトキハ圖書及圖書携出券ノ返還ヲ命シ情狀ニ依リテハ爾後壹ヶ年間圖書携出券ヲ附與セサルコトアルヘシ

第十五條 返納期日休館ニ相當スルトキハ其ノ翌日ヲ以テ滿了日トス

第一號樣式（官公吏、學校職員ハ各其ノ所屬解長ノ身分證明書ヲ添付ノコト）

圖書携出券附與願

私儀貴館々則並ニ圖書携出手續ヲ遵守シ携出借覽仕度ニ候付圖書携出券御附與相成度此段相願候也

年 月 日 住 所 業 務 氏 名 ^(印)

行啓記念北海道廳立圖書館長 殿

第二號樣式（第二條但書第二號ノ場合ニハ第一號樣式同様ノ身分證明書添付ノコト）
保 證 書
住 所
業 務
氏 名 生 年 月 日
三錢印
紙貼付

右者貴館圖書携出御許可相成候ニ就テハ館則並ニ圖書携出手續確守可爲致萬一當人ニ於テ義務ヲ履行スルコト能ハサル場合ハ拙者ニ於テ代辦仕ルヘク保證書仍テ如件

年 月 日

住 所 業 務 氏 名 生 年 月 日
保 證 人 氏 名 ^(印) 生 年 月 日

行啓記念北海道廳立圖書館長 殿

昭和十一年十月三十日 印刷

昭和十一年十一月一日 発行

記行啓
北海道廳立圖書館

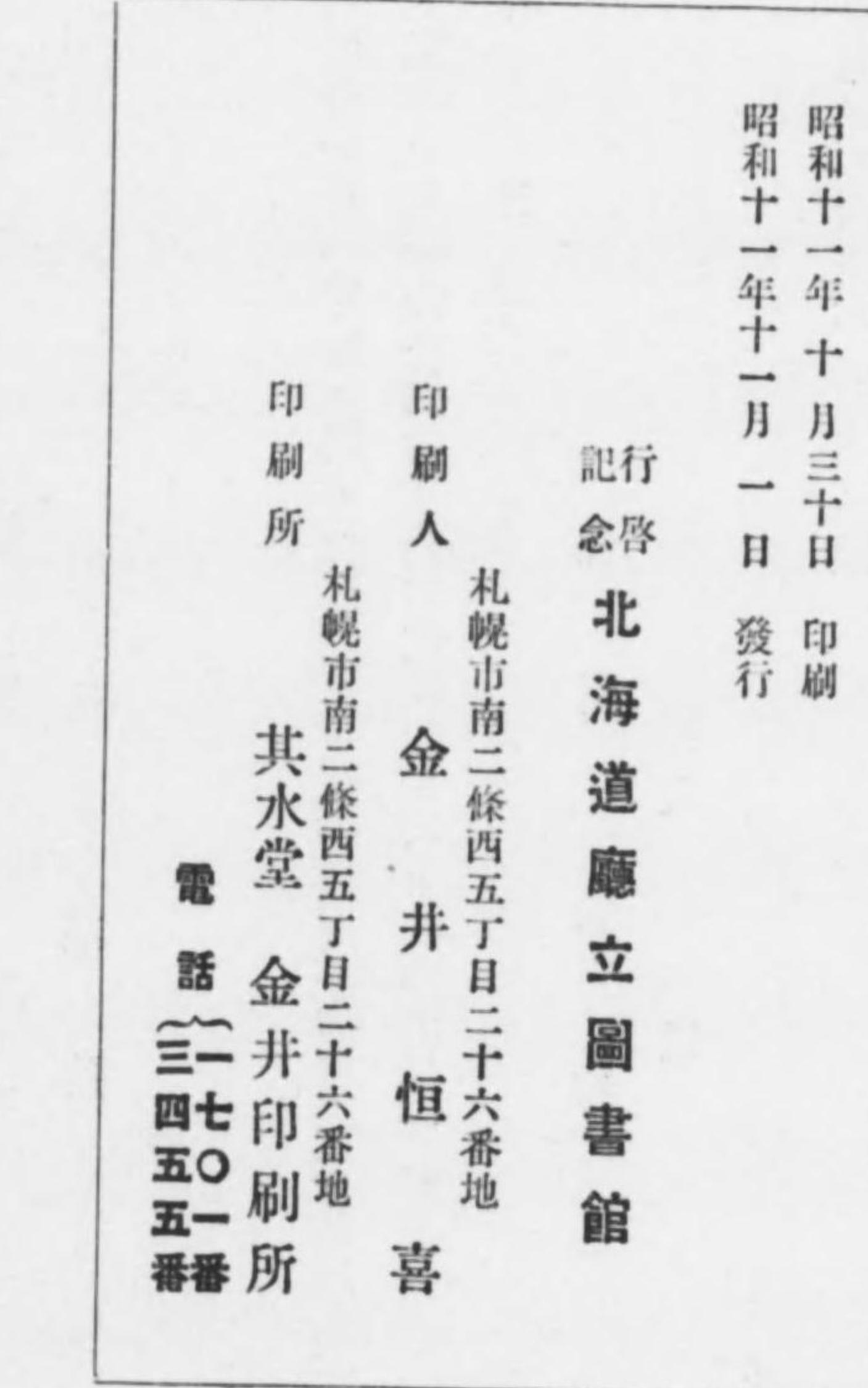
札幌市南二條西五丁目二十六番地

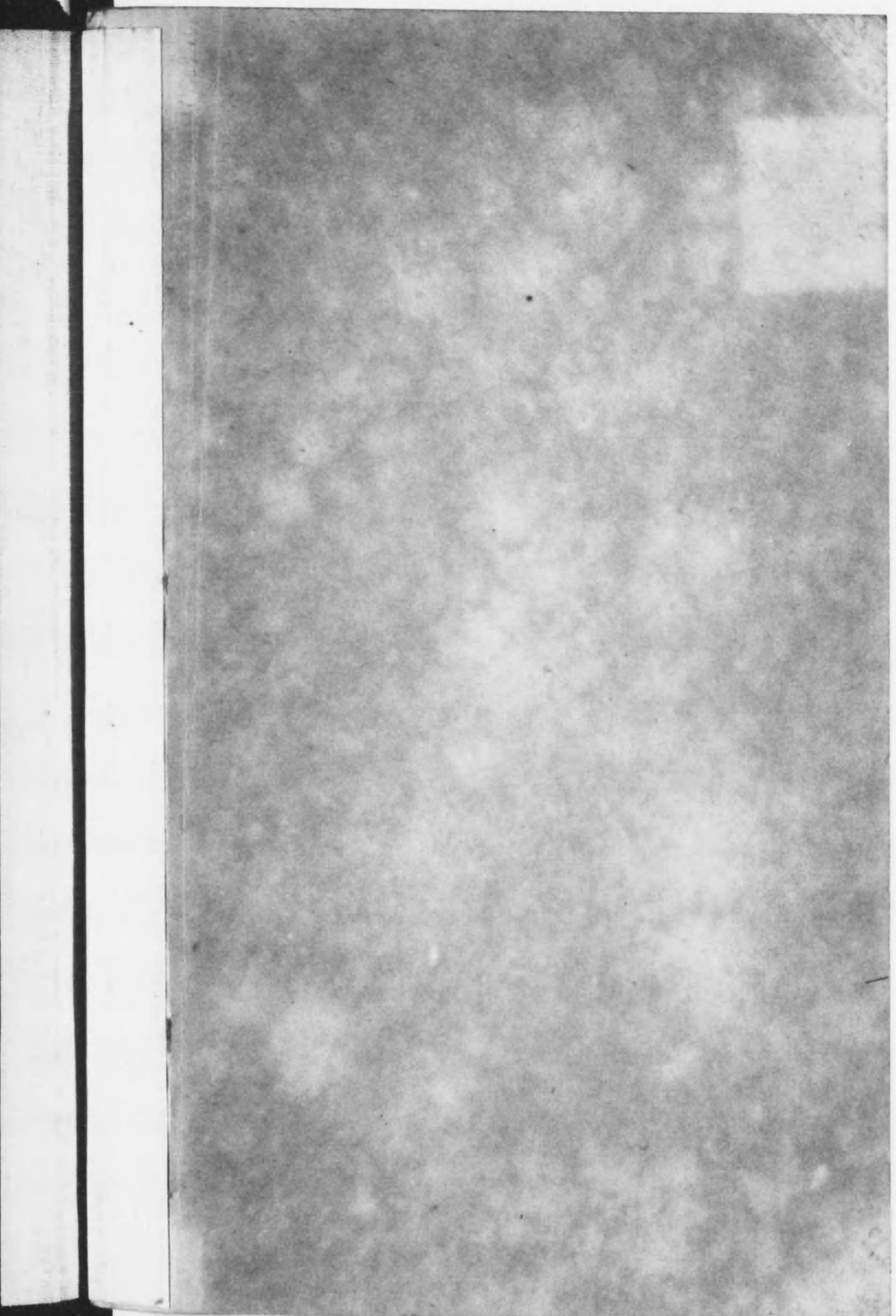
印刷人 金井恒喜

札幌市南二條西五丁目二十六番地

其水堂 金井印刷所

電話 三一七〇五一番番





終

